

中小企業・個人事業者向け支援事業

地域企業経営支援金

重要なお知らせ

国が実施を予定している「事業復活支援金」と各商工団体で受付けている「地域企業経営支援金」について、事業趣旨や対象期間等が重複することから地域企業経営支援金の対象期間を以下のとおり変更します。

当初：令和3年4月～令和4年3月

変更：令和3年4月～令和3年10月

また、申請受付期間を以下のとおり変更します。

当初：～令和4年3月31日（木）まで

変更：～令和4年1月14日（金）まで ※当日消印有効

※申請受付期間も変更となるため、御注意ください。

11月以降の分については、国「事業復活支援金」の活用を御検討ください。

事業復活支援金とは？（令和3年11月25日時点）

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続・回復を支援するための支援金を給付するもの。

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上減少率に応じて、売上減少額を基準に中小企業等は最大250万円、個人事業主は最大50万円を支援金として支給。

※ 現時点の公表内容であり、変更の可能性があります。

※ 詳細については今後発表される国の情報を確認してください。

【本支援金に関するお問合せ先】 地域企業経営支援金事務局 **019-654-2390**

【申請先】 店舗・事務所が所在する**商工会議所及び商工会**

※ 本支援金は、商工会議所・商工会の会員でなくても申請できます